

見附市告示第52号

見附市水田農業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市水田農業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市水田農業支援事業補助金交付要綱（令和7年見附市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「機械」を「機器」に改め、同条第2号中「機械」を「機器」に、「事業費」を「経費」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) スマート農業支援事業 農作業の省力化、コスト削減、経営規模拡大、農産物の高品質化による収益性の向上等、農業者等の経営基盤の強化を促進するためのスマート農業機器等の導入に要する経費の一部を補助する。

第7条第2項中「消費税法上の」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による」に、「消費税法（昭和63年法律第108号）」を「同法」に改める。

第16条第1項中「機械」を「機器」に改め、同条第2項中「第10号」を「第15号」に改める。

附則第2項中「令和5年」を「平成30年」に改める。

別表第1中「

水稲用農業機械導入事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体
-------------	----------------------

」を「

スマート農業支援事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体
水稲用農業機器導入事業	

」に改める。

別表第2中「

水稲用農業機械導入事業	1 個人経営体については、55歳未満の農業者、または55歳以上で後継者（55歳未満）がいる農業者であること。 2 法人・団体においては、55歳未満の代表者もしくは役員また
-------------	--

	は通年雇用従事者を有すること。
--	-----------------

」を「

スマート農業支援事業	1 個人経営体については、55歳未満の農業者、または55歳以上で後継者（55歳未満）がいる農業者であること。
水稲用農業機器導入事業	2 法人・団体においては、55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有すること。

」に改める。

別表第3中「

若手農業者経営開始支援事業	1 農業用機械・施設の導入に要する経費（中古機械及び中古施設については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。） 2 農地購入又は借地に要する経費 3 農業研修費（講師料含む。）	補助対象経費の10分の8 上限額300千円
---------------	--	--------------------------

」を「

若手農業者経営開始支援事業	1 農業用機器・施設の導入に要する経費（中古機器及び中古施設については、安全性及び使用管理を行う上で不都合がなく、耐用年数が3年以上残っているものは補助対象とする。） 2 農地購入又は借地に要する経費 3 農業研修費（講師料含む。）	補助対象経費の5分の4 上限額300千円
スマート農業支援事業	農林水産省が公表する「スマート農業技術カタログ」又は「農業用ドローンカタログ」に記載されている機器等の導入及び設置に要する経費（リース料、通信料、講習費、メンテナンス費、保険料、中古	補助対象経費の2分の1 上限額500千円

	機器は補助対象外とする。)	
--	---------------	--

」に、「

水稲用農業機械導入事業	面積拡大、収量向上、生産の省力・低コスト化を図るために必要な機械又は施設の導入に要する経費（中古機械及び中古施設は補助対象外とする。）	補助対象経費の10分の3 上限額500千円
-------------	---	--------------------------

」を「

水稲用農業機器導入事業	面積拡大、収量向上、生産の省力・低コスト化を図るために必要な機器・施設の導入に要する経費（中古機器及び中古施設は補助対象外とする。）	補助対象経費の10分の3 上限額500千円
-------------	--	--------------------------

」に改める。

様式第1-1号中「

区 分		補助対象者
<input type="checkbox"/>	若手農業者経営開始支援事業	若手農業者で新たに就農開始するもの
<input type="checkbox"/>	水稲用農業機械導入事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体

」を「

区 分		補助対象者
<input type="checkbox"/>	若手農業者経営開始支援事業	若手農業者で新たに就農開始するもの
<input type="checkbox"/>	スマート農業支援事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体
<input type="checkbox"/>	水稲用農業機器導入事業	

」に、「

事業内容 (機械名、型番、規格、数量等)	事業費 (円)

」を「

事業内容 (機器名、型番、規格、数量等)	事業費 (円)

--	--

」に、「

<input type="checkbox"/>	<p>見附市水田農業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり宣言します。また、見附市が補助金の交付の可否を判断するために、申請者の住民基本台帳の記録の状況、市税の納付状況を閲覧することに同意します。</p> <p>(1) 本事業の補助対象者に該当していること。 【若手農業者経営開始支援事業】 若手農業者（50歳未満）で新たに就農開始するもの 【水稲用機械導入事業】 農業者、農業法人、農業者等が組織する団体</p> <p>(2) 補助の要件を全て満たしていること。 【若手農業者経営開始支援事業】 就農開始から3年を目途に経営耕地面積30a以上または年間50万円以上の販売を目指す農業者 【水稲用農業機械導入事業】 ①個人経営体については、若手農業者、または55歳以上で後継者（若手農業者）がいる農業者であること。 ②法人・団体においては、55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有すること。 【共通】 ①農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画のうち目標地区に位置付けられた者（見込みを含む。） ②国又は県等の他の補助対象事業に採択されていないこと。 ③法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関係法令に違反している団体及び法人並びに個人でないこと。 ④見附市暴力団排除条例（平成25年見附市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。 ⑤交付年度を含めた3年度分の補助事業の成果について、毎年度の取組目標に対する達成状況等を翌年度5月末日までに報告すること。</p>
--------------------------	--

」を「

<input type="checkbox"/>	<p>見附市水田農業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり宣言します。また、見附市が補助金の交付の可否を判断するために、申請者の住民基本台帳の記録の状況、市税の納付状況を閲覧することに同意します。</p> <p>(1) 本事業の補助対象者に該当していること。 【若手農業者経営開始支援事業】 若手農業者（50歳未満）で新たに就農開始するもの 【スマート農業支援事業】【水稲用機器導入事業】 農業者、農業法人、農業者等が組織する団体</p> <p>(2) 補助の要件を全て満たしていること。 【若手農業者経営開始支援事業】 就農開始から3年を目途に経営耕地面積30a以上または年間50万円以上の販売を目指す農業者 【スマート農業支援事業】【水稲用農業機器導入事業】 ①個人経営体については、55歳未満の農業者、または55歳以上で後継者（55歳未満の農業者）がいる農業者であること。 ②法人・団体においては、55歳未満の代表者もしくは役員または通年雇用従事者を有すること。 【共通】 ①農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画うち目標地図に位置付けられた者（見込みを含む。） ②国又は県等の他の補助対象事業に採択されていないこと。 ③法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等の関係法令に違反している団体及び法人並びに個人でないこと。 ④見附市暴力団排除条例（平成25年見附市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。 ⑤交付年度を含めた3年度分の補助事業の成果について、毎年度の取組目標に対する達成状況等を翌年度5月末日までに報告すること。</p>
--------------------------	---

」に改める。

様式第6－1号中「

	区 分	補助対象者
<input type="checkbox"/>	若手農業者経営開始支援事業	若手農業者で新たに就農開始するもの
<input type="checkbox"/>	水稲用農業機械導入事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体

」を「

	区 分	補助対象者
<input type="checkbox"/>	若手農業者経営開始支援事業	若手農業者で新たに就農開始するもの
<input type="checkbox"/>	スマート農業支援事業	農業者、農業法人、農業者等が組織する団体
<input type="checkbox"/>	水稲用農業機器導入事業	

」に、「

事業内容 (機械名、型番、規格、数量等)	事業費 (円)

」を「

事業内容 (機器名、型番、規格、数量等)	事業費 (円)

」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。